

幼児教育・保育の無償化

☎ お問合せ先：西条市 保育・幼稚園課 認定給付係 TEL. 0897-52-1337



年齢区分ごとの無償化対象施設・事業

(○：無償化対象 ×：無償化対象外)

年齢区分	市民税非課税世帯の 0歳児～2歳児 クラス		市民税非課税世帯の 満3歳児(※2)		市民税課税世帯の 満3歳児(※2)		3歳児クラス～ 5歳児クラス	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
「保育の必要性」の認定有無(※1)								
教育・保育給付認定								
保育所・認定こども園(保育認定) 地域型保育事業(※3) (⇒1ページ参照)	-	○	-	-	-	-	-	○
公立幼稚園 公立認定こども園(教育認定) (⇒1ページ参照)	-		-		-			○
子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園 私立認定こども園(教育認定) (⇒2ページ参照)	-			○		○		○
施設等利用給付認定								
幼稚園および認定こども園(教育認定)の預かり保育 (在園児が利用するもの) (⇒2ページ参照)	-	-	×	○ 上限あり	×	×	×	○ 上限あり
認可外保育施設(※4)・病児・病後児保育事業 一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業 (⇒2ページ参照)	×	○ 上限あり	-	-	-	-	×	○ 上限あり
企業主導型保育事業 (⇒2ページ参照)	-	○	-	-	-	-	-	○
障がい児の発達支援(児童発達支援等) (⇒2ページ参照)		○		-		-		○

(令和8年4月現在、西条市内に未移行幼稚園はありません)

- ※1 「保育の必要性」とは、保護者の就労や病気などで、家庭において必要な保育ができない状況をいいます。
 ※2 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から最初の3月31日までの間の子どもをいいます。
 ※3 地域型保育事業は、小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型事業のことを指します。
 ※4 認可外保育施設とは、一般的に認可外保育施設・地方自治体独自の認証保育施設・ベビーシッター・認可外の事業所内保育等を指します。無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。



施設・事業ごとの無償化の詳細

保育所、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業

無償化

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの利用料(保育料)
- ・市民税非課税世帯の、0歳児クラスから2歳児クラスの利用料(保育料)



手続き不要



無償化
対象外

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、主食費、副食費、行事費など
- ・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの利用料
- ・副食費(おかず・おやつなど) ⇒ 「食材料費(主食費および副食費)について」(4ページ)参照

公立幼稚園

無償化

- 3歳児クラスから5歳児クラスの利用料(保育料)



手続き不要



無償化
対象外

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、主食費、副食費、行事費など
- ・副食費(おかず・おやつなど) ⇒ 「食材料費(主食費および副食費)について」(4ページ)参照

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園（教育認定）

無償化 満3歳児クラスから5歳児クラスの利用率（保育料）



手続き不要



無償化対象外

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、主食費、副食費、行事費など
- ・副食費（おかず・おやつなど）⇒「**食材料費（主食費および副食費）**について」（4ページ）参照



預かり保育の利用料の無償化は別途申請が必要です。

詳細は、**幼稚園および認定こども園(教育認定)の預かり保育（在園児が利用するもの）**（次項）をご覧ください。

幼稚園および認定こども園（教育認定）の預かり保育（在園児が利用するもの）

無償化

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの預かり保育の利用料
- ・市民税非課税世帯の、満3歳児クラスの預かり保育の利用料

上限あり

日額 450円×利用日数の範囲内で、
【3歳児クラスから5歳児クラス】月額 11,300円
【満3歳児クラス】月額 16,300円



必要な手続き

無償化の対象となるためには「**保育の必要性**」の認定（施設等利用給付認定）を受ける手続きが必要です。手続きについては、「**無償化のための手続きについて（施設等利用給付認定）**」（3ページ）をご覧ください。（預かり保育の利用料（施設等利用費）は償還払いとなりますので、一度施設に利用料をお支払いいただき、市へ請求書類を提出のうえ、市から保護者の指定口座に振り込みます。）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

無償化

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの利用率
- ・市民税非課税世帯の、0歳児クラスから2歳児クラスの利用率

上限あり 【3歳児クラスから5歳児クラス】月額 37,000円
【0歳児クラスから2歳児クラス】月額 42,000円

対象条件

「**保育の必要性**」の認定を受けており、保育所・認定こども園または幼稚園などを利用していない子ども



必要な手続き

無償化の対象となるためには「**保育の必要性**」の認定（施設等利用給付認定）を受ける手続きが必要です。手続きについては、「**無償化のための手続きについて（施設等利用給付認定）**」（3ページ）をご覧ください。（認可外保育等の利用率（施設等利用費）は償還払いとなりますので、一度施設に利用料をお支払いいただき、市へ請求書類を提出のうえ、市から保護者の指定口座に振り込みます。）

※在園する園での保育料無償化の対象者で、保育の必要性がある子どもと認定されているが、在籍する施設での預かり保育の体制が一定の基準に達していないために他の保育のサービス（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育施設、ファミリー・サポート・センター事業など）を併用している場合は、併用する保育サービス利用にかかる費用も合算し、月額 11,300円（満3歳は市民税非課税世帯の場合は月額 16,300円）まで無償化されます。

企業主導型保育事業

企業主導型保育施設を「地域枠」で利用されているお子さんが無償化の対象となるためには、「**保育の必要性**」の認定を受ける必要があります。

障がい児の発達支援（児童発達支援など）

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設が対象です。

【問い合わせ先】地域福祉課 障がい支援係 TEL：0897-52-1214



無償化のための手続きについて（施設等利用給付認定）

施設等利用給付認定（無償化の手続き）を受けていない状態で利用したサービスの利用料は保護者負担になりますので、必ず事前に認定を受けてください。申請日以前の日に遡って認定をすることはできません。また、無償化の認定要件（保育の必要性に該当する事由）を満たしていない場合、申込みの受付ができません。

申請書の配布先および提出先、提出書類

施設の種別	幼稚園および認定こども園（教育認定）の預かり保育（在園児が利用するもの）	認可外保育施設、一時預かり事業 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
申請書配布先	・利用中（利用予定）の幼稚園または認定こども園 ・HP内の「申請書等ダウンロード」から印刷 ・保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課	・HP内の「申請書等ダウンロード」から印刷 ・保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課
申請書提出先	利用中（利用予定）の幼稚園または認定こども園（各施設からの案内に従い、提出してください）	保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課
提出書類	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類（下表「 保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類 」参照） ・委任状（申請保護者以外の方が書類を提出する場合）	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類（下表「 保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類 」参照） ・委任状（申請保護者以外の方が書類を提出する場合） ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（認可外保育施設を利用の場合のみ）

保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類

	保育の必要性に該当する事由	証明書類
1	会社等に常勤・パート等で勤務	・就労証明書 ※事業所の担当者が記入したもの
	自営業・自営手伝い（農業・漁業含む）	・就労証明書 ・以下の書類 自営中心者：(1)～(4)いずれかのコピー (1)確定申告書 (2)開業届 (3)営業許可証 (4)売り上げや収支が分かる書類 自営手伝い：(ア)～(エ)いずれかのコピー (ア)確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページ および専従者に関する事項が確認できるページ） (イ)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 (ウ)協力者の源泉徴収票 (エ)給与明細（代表者が証明するもの）直近3カ月分
	内職	・就労証明書 ・タイムスケジュール ・支給明細書
2	妊娠・出産 ※出産予定日の月の前後各2カ月	・母子健康手帳のコピー (表紙および出産予定日が確認できるページ)
3	保護者の病気・疾病等	・診断書（療養期間および家庭保育が困難な旨が記載されたもの） または身体障害者手帳等のコピー
4	病人（親族）の介護・看護等	・介護（看護）申立書、タイムスケジュール ・介護対象者の診断書または状況がわかるもの（手帳等）のコピー
5	災害復旧	・罹災証明書
6	求職活動（起業準備含む） ※最大3カ月間	・求職申立書 ・ハローワークの登録証等のコピー
7	就学	・就学申立書 ・タイムスケジュール（通学時間を含む） ・学生証のコピーまたは在学証明書（就学期間が記載されたもの） ・カリキュラム（月64時間以上就学していることがわかるもの）
8	育児休業 ※育児前から既に預かり保育を利用して継続利用が必要な場合 (下の子が満1歳になる日（誕生日の前日）までの期間内で育休を取得する場合)	・就労証明書 ※育児期間欄の記載があるもの
9	その他（DV・虐待等）	保育・幼稚園課までご相談ください

- ・1・4・7が理由の場合は、1カ月64時間以上就労・介護（看護）・就学している場合に限りです。
- ・必要に応じて、別途申立書等の書類をご提出いただく場合があります。

マイナンバー（個人番号）の記載について

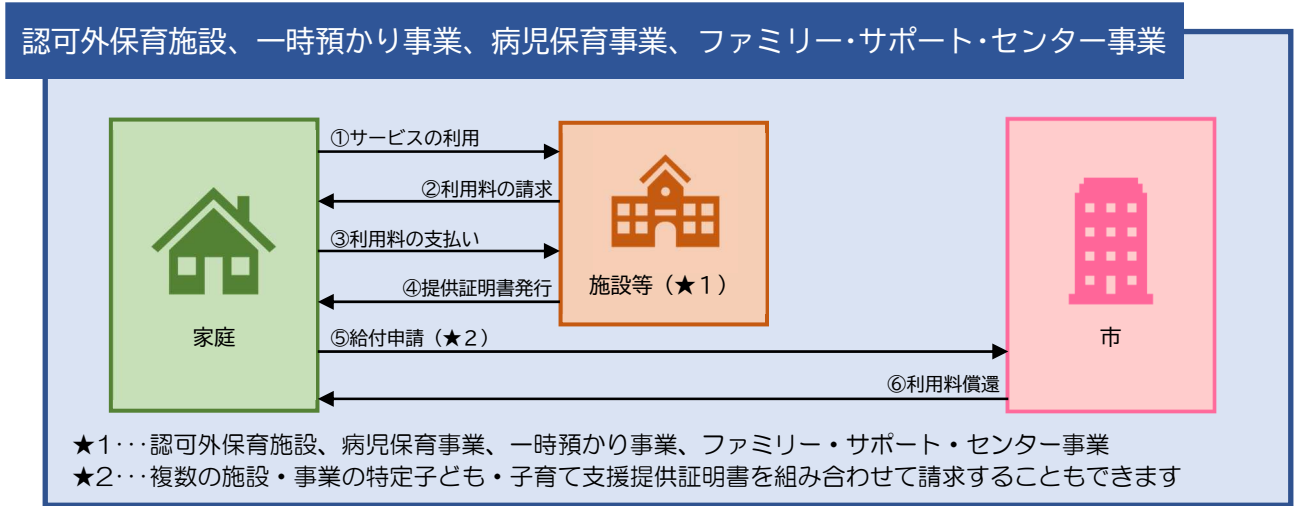
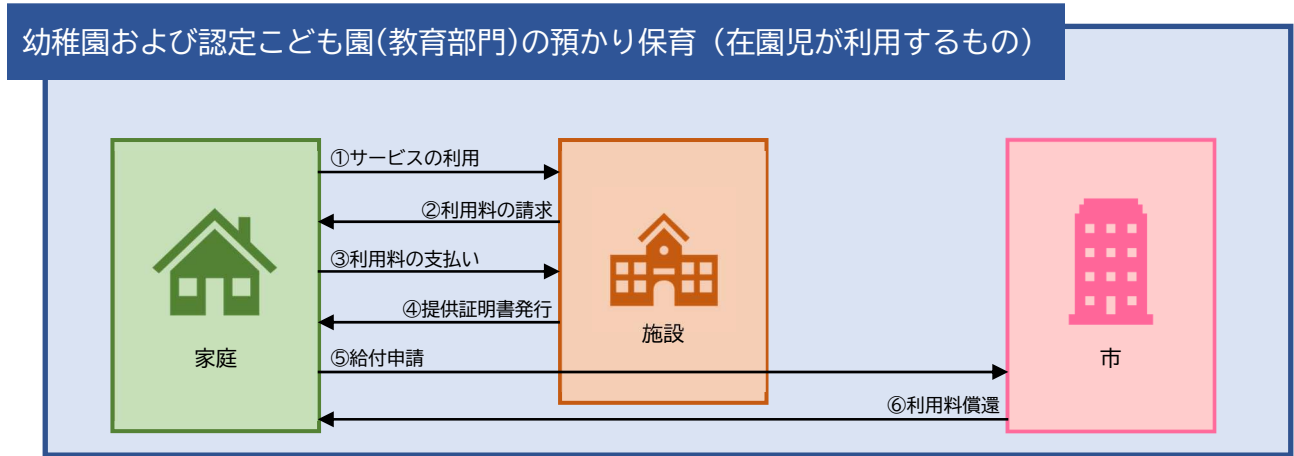
施設等利用給付認定申請にあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」にマイナンバーを記載していただくとともに、申請書提出の際に番号確認と本人確認が必要となります。また、申請書に記載した保護者以外の方（配偶者を含む）が申請手続きを行う際は、委任状の提出が必要です。

申請時から認定内容が変更になる場合

施設等利用給付の認定後に退職、住所異動、妊娠・出産等、認定内容に変更があった場合は、変更が生じる月の前月までに保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課、利用中の施設で変更の手続きをしてください。手続きに必要な提出書類は以下のとおりです。（「保育の必要性」がなくなった場合は、認定取り消しとなります。）

- ・施設等利用給付認定変更申請書（HP内の「申請書等ダウンロード」からも印刷可能です）
 - ・変更に係る添付書類（上表「保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類」参照）
 - ・その他、必要に応じて申立書等の書類をご提出いただく場合があります
- 市外に転出する場合、市外から転入した場合は必ず保育・幼稚園課までお知らせください。
- 施設等利用給付の認定を取り下げる場合は、「子育てのための施設等利用給付認定取消届」を提出してください。（HP内の「申請書等ダウンロード」からも印刷可能です）

施設等の利用から施設等利用費償還払いまでの流れ



⚠ 「保育の必要性」の認定を受けていない場合は無償化対象外です。また、認定申請日から遡って「保育の必要性」の認定をすることはできません

食材料費（主食費および副食費）について

食事をするための材料費（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

このため、保育所などを利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用（食材料費）を負担することが原則となります。令和元年10月1日より、利用料が無償化（一部軽減）となりましたが、食材料費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなります。

認可保育所・認定こども園（保育認定）・地域型保育施設を利用する0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの食材料費は、保育料に含まれております。

認可保育所・幼稚園・認定こども園を利用する3歳児クラス（または満3歳児クラス）から5歳児クラスの子どもの主食（お米など）は「主食費を施設にお支払い」または「主食を持参」となっており、副食（おかず、おやつなど）は、直接「副食費を施設にお支払い」いただくこととなっております。

副食費の免除について

年収360万円未満相当世帯の子どもおよび第3子以降の子どもについて、副食費の免除があります。

- 認可保育所・認定こども園（保育認定）：就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども
- 幼稚園・認定こども園（教育認定）：小学校3年生以下の子どもから数えて第3子以降の子ども

西条市内の施設・事業（令和8年4月時点）

	保育所	認定こども園	幼稚園	地域型保育施設	認可外保育施設
公立	禎瑞保育所 東予北保育所 丹原保育所 田野保育所 小松東保育所 石根保育所	河北こども園 東予南こども園 国安こども園 小松こども園	ひまわり幼稚園 多賀幼稚園		
	飯岡保育園 愛・ゆめいろ保育園 みのり保育園 玉津保育園 大町保育園 東予乳幼児保育園 めぐみ保育園 神拝保育園 神戸保育園 橘保育園 みどり保育園 わかば保育園 ふじ保育園 花園保育園 ほくしんコウル	西山学園 さくら保育園 西条栄光幼稚園 西条認定こども園 古川認定こども園 双葉幼稚園 かんべ幼稚園 たから幼稚園 西条聖マリア幼稚園 中川さくら保育園	大町幼稚園 玉津幼稚園 めぐみ幼稚園	のぞみ保育園 ほくしんコティ ひよこハウス	認可外保育施設
私立					一時預かり事業（一般型）実施施設
					河北こども園 東予南こども園 ここてらす こまつ 神拝保育園 西条認定こども園 さくら保育園
					企業主導型保育事業所
					さくら保育園（亀天会）
					病児保育事業実施施設
				カンガルーハウス ぼんぼこハウス さくら保育園（病後児のみ）	
				ファミリー・サポート・センター事業	
				西条ファミリー・サポート・センター	
				児童発達支援事業等実施施設	
				かがやき園 児童発達支援センターひまわり かなで	